

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式2)

	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした金額法令の規制条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	堺公共職業安定所 堺東駅前庁舎外1 件原状回復工事 R7.12.11～R8.2.27	支出負担行為担当官大阪労働局 総務部長 長 正敏 大阪市中央区大手前4-1-67 高島屋店6階	令和7年12月11日	株式会社高島屋 堺店	5120001077467	別紙1参照	¥89,959,100	¥75,642,655	84.1%	—	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財團法人」、「公社」は「公益社團法人」、「特財」は、「特例財團法人」、「特社」は「特例社團法人」をいう。

(注)必要があるときは、各種の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 別紙1

契約件名及び数量	堺公共職業安定所堺東駅前庁舎外1件原状回復工事
随意契約によることとした理由	本工事にあたり建物の貸主である株式会社高島屋堺店に申し出たところ、賃貸借契約第20条に基づき、株式会社高島屋堺店が施工することを条件として指定されたことから、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記の理由により競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	